

8-1

特定口座の仕組み

上場株式等の譲渡益には、申告分離課税が適用されます。譲渡益については投資家自身が確定申告を行うことが原則となるため、たとえば、通常は確定申告が不要なサラリーマンであっても、上場株式等の譲渡益を得た場合には確定申告を行わなければなりません。確定申告に不慣れな方にとっては、手間がかかることとなります。

特定口座制度は、証券会社などが上場株式等の譲渡損益の計算や納税事務を代行し、投資家の申告負担を軽減すること

を目的とする制度です。特定口座では、現物株式の取引はもちろん、信用取引を行うこともできます。

公募株式投資信託の償還差損益・解約差損益も特定口座の対象となります。

特定口座に受け入れることができるのは上場株式等（公募株式投資信託、特定公社債、公募公社債投資信託なども含まれます。詳しくは□76ページ参照）に限られ、上場株式等の利子・配当・分配金は源泉徴収を選択した特定口座に受け入れることができます。

■ 特定口座利用のメリット

特定口座では、証券会社などが投資家に代わって特定口座内の上場株式等の譲渡損益を計算します。投資家が源泉徴収ありを選択すれば、証券会社などは、特定口座内の上場株式等の譲渡益に対して源泉徴収を行います。上場株式等の配当等についても、源泉徴収を選択した特定口座の対象となります（□214ページ参照）。

源泉徴収が行われれば投資家は、確定申告を行わずに納税を済ませることができます。

一方、源泉徴収を選択していない特定口座で年間を通じて利益が出た場合には確定申告が必要となります。この場合、確定申告書に特定口座年間取引報告書（□211ページ参照）を添付する方法など簡便な確定申告が可能となります（源泉徴収を選択した口座について確定申告を行う場合も同様です）。

以下本章では、源泉徴収を選択した特定口座を**源泉徴収口座**、源泉徴収を選択していない特定口座を**簡易申告口座**と呼び説明することとします。

● 特定口座利用のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
源泉徴収口座	<ul style="list-style-type: none"> ◇基本的に確定申告が不要になる ◇確定申告を行う場合でも、「特定口座年間取引報告書」を利用することにより、簡易な確定申告が可能（□211ページ参照） ◇特定口座内の譲渡所得等を申告不要とした場合、譲渡所得等が多額に発生しても配偶者控除等の適用関係に影響が及ばない（□220ページ参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆税務上、一定の給与所得者・年金受給者で、給与所得・退職所得・公的年金等の雑所得以外の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告は不要で、課税されない取扱いとなっている（ただし、住民税の申告は必要）。しかし、源泉徴収口座では、譲渡所得が20万円以下であっても、源泉徴収により課税されてしまう。
簡易申告口座	<ul style="list-style-type: none"> ◇確定申告を行う場合、「特定口座年間取引報告書」を利用することにより、簡易な確定申告が可能（□211ページ参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆上場株式等の譲渡所得等が一定額を超えると、配偶者控除等の適用対象から外れてしまう（□220ページ参照）

一般口座や簡易申告口座を利用する場合、株式等の譲渡益について原則として確定申告をしなければなりません。確定申告をした場合、株式等の譲渡益は合計所得金額に含まれ、投資家の世帯構成や加入している社会保険等によっては下図のように社会保険料や扶養者の税金に影響

が出る可能性があります（詳しくは□120ページを参照してください）。

しかしながら、源泉徴収口座を利用した場合（確定申告を行わない限り）これらの影響は生じません。この点も源泉徴収口座を利用することのメリットといえます。

● 確定申告による影響として注意すべき点(平成29年分所得) (詳細は□120ページ)

投資家（申告者）の属性・世帯構成		申告による影響				
		①	②	③	④	⑤
		国保・後期高齢の保険料が上がる	配偶者控除・扶養控除の適用除外になる	住宅ローン控除等の適用除外になる	年金・健康保険で扶養から外れ、新たに国保の加入・国民年金保険料の支払いが求められる	医療費の自己負担割合・自己負担額の上限が上がる
高齢者（給与所得者 ^注 除く）	世帯主である	○	×	△ ^{*1}	×	○
	夫(妻)や子に扶養されている	△	○	×	△ ^{*2}	△
自営業者	世帯主である	○	×	△ ^{*1}	×	△
給与所得者 ^注		×	×	△ ^{*1}	×	×
専業主婦(夫)・パート主婦(夫)（高齢者除く）	夫(妻)が給与所得者 ^注	×	○	×	○	×
	夫(妻)が自営業者	○	○	×	×	△

記号の意味は、影響を受ける可能性が、○は高い、△は低い、×はないことを示します。

※1 項目により、合計所得金額2,000万円超または3,000万円超となると、適用除外となります。

※2 本人が60～74歳で、かつ扶養者が給与所得者^注である場合に限り、国保のみ影響を受ける可能性があります。

(注) ここでは、年金は厚生年金に加入、健康保険は組合健康保険または協会けんぽに加入

している給与所得者を指しています。

●特定口座と納税方法

